

# 病棟における患者と家族等との面会 規定に係る施設基準届出揭示事項

当院では、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上のため、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げないよう、面会に関する規程を策定しています。また、当該規程は、定期的に見直しを行い、併せて、病棟等の見やすい場所に掲示しています。

## ○沼津市立病院入院患者面会規程

令和8年6月1日

### (目的)

第1条 この規程は、沼津市立病院の入院患者への面会について必要な事項を定め、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資することを目的とする。

### (面会の時間)

第2条 入院患者に面会できる時間は、全日午後3時から午後7時までの間（以下「面会時間」という。）、1回 30分以内とする。ただし、急を要する場合であって、主治医又は当該入院患者が入院する病棟の看護師長（以下「病棟看護師長」という。）が相当と認めるときはこの限りではない。

### (面会の手続き)

第3条 入院患者に面会しようとする者（以下「面会者」という。）は、入院時に配付された面会カード（様式第1号）に必要事項を記載し、面会終了後に病棟看護師長に提出しなければならない。

2 前条に定める面会時間以外の時間に面会を行う場合は、事前に病棟看護師長の承諾を得た後、時間外面会許可証（様式第2号）を携帯しなければならない。

### (面会の制限)

第4条 主治医又は病棟看護師長は、感染対策上の理由、入院患者の治療等のため面会すべきでないとするときは、面会を拒否することができる。

2 主治医又は病棟看護師長は、前項に規定するもののほか相当の理由があると認めるときは、直ちに面会を中止させることができる。

### (面会者の遵守事項)

第5条 面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、他の患者及び職員に迷惑を及ぼさないように努めること。
- (2) 面会は、第2条に定める面会時間内に行うこと。
- (3) 見舞い品として飲食物を授与しようとする場合には、あらかじめ、主治医又は病棟看護師長の許可を受けること。
- (4) 入院時に貸与する入館許可証を、職員が見やすいように着用すること。
- (5) マスク着用や手指消毒などにより感染予防対策に努めること。
- (6) 面会者の人数は、面会の許可を得た者を含め2人までとすること。

2 面会者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 酒気を帯びて面会すること。
- (2) 面会中に喫煙すること。
- (3) 感染予防対策を行うことができない者を伴って面会すること。

3 主治医又は病棟看護師長は、面会者が前項の規定に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

### (駐車場料金の減免)

第6条 面会者の駐車場料金の減免は行わないものとする。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 付則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。